

事業名称	全国的な空き家対策推進のための協議・検討及び事例収集・情報提供事業
事業主体名	一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会
連携先	総社市・井手町 他
対象地域	全国
事業の特徴	空き家対策に取り組む地方公共団体等が専門知識やノウハウが必要な具体的課題等を共有し、専門家と連携して対応策を協議・検討する場を設ける。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家対策に係る事例調査結果 ・ 専門部会（又は分科会）の配布資料、議事録、成果物
成果の公表先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国空き家対策推進協議会ホームページで公表 https://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/zenkokuakiya/ ・ 空き家対策支援制度情報検索サイトで公表 https://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/shienseido/

1. 事業の背景と目的

近年、超高齢社会の到来等による高齢者世帯のみの居住形態の増加、及び空き家（中古住宅）流通の低迷等を背景に、全国的に空き家が増加し、空き家の個別的・点的対応や都市・地域のスポンジ化への面的な対応が地方公共団体等の喫緊の課題となっている。

都道府県、市区町村にあっては、平成27年に空家法が施行され、法に基づく特定空家等の助言・指導～行政代執行等の措置や、略式代執行の費用回収等のための財産管理制度の活用など、着実に取組みを進めつつあるが、そうした取組みの入口となる所有者の特定や相続放棄の確認方法、行政代執行等を執行する際の事務手続き、財産管理制度活用の際の家庭裁判所への財産管理人の申立等の事務手続き、活用可能な空き家の流通のための空き家バンク制度運営など、様々な場面で課題を抱えている。

このため、空き家対策に取り組む地方公共団体等が、専門知識やノウハウが必要な具体的な課題や効果的な課題解決策等について共有し、法務・不動産等の専門家と連携した対応方策を協議・検討し、実践的な空き家対策について政策提言を行い、空き家対策の実現を図るとともに、協議検討等の過程で蓄積したノウハウや各種取組事例等の周知普及を図ること（空き家対策の全国的なプラットフォームの構築）を目的とする。

これらの協議・検討や情報共有、地方公共団体及び専門家等との連携体制の構築を通じて、空き家に纏わる多様な課題に対する地方公共団体の自力解決力や連携による課題解決力が高まり、全国の空き家対策の推進に寄与することができるものと考えられる。

2. 事業の内容

（1）事業の概要と手順

全国空き家対策推進協議会を運営することにより、以下の①～③を実施した。

- ① 空き家対策の具体的課題に関する検討・協議のための専門部会の運営【専門部会運営】
- ② 全国の空き家対策の取組事例等の情報収集・整理【取組事例調査】
- ③ 地方公共団体等への情報提供・共有のプラットフォームの運営【情報提供】

また、本事業の役割分担及びスケジュールは、下表のとおりである。

表1 役割分担表

取組内容	具体的な内容 (小項目)	担当者(組織名)	業務内容
①専門部会運営	企画・普及部会等開催	(一社) センター連合会・三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)	各部会等の日程調整、会場準備、開催の案内、部会等の検討に必要な調査の実施(回答整理・集計・分析等も含む)、配布資料の作成・公表、議事録の作成・公表
	所有者特定・財産管理制度部会等開催	(一社) センター連合会・三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)	
	空き家バンク部会開催	(一社) センター連合会・三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)	
②取組事例調査	財産管理制度活用事例の収集・整理	(一社) センター連合会・三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)	新しい財産管理制度活用事例情報の提供を求め、収集された情報を整理
	空き家対策支援制度情報の収集・整理	(一社) センター連合会	新しい空き家対策支援制度情報の提供を求め、収集された情報を整理 支援制度検索サイトにおいて、これら収集した情報を掲載又は反映
③情報提供	協議会ホームページ等の運営	(一社) センター連合会	協議会ホームページ・支援制度検索サイトの維持管理・情報更新

※「(一社) センター連合会」とは、「一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会」のことである。

※「協議会ホームページ」及び「ホームページ」とは、「全国空き家対策推進協議会ホームページ」のことである。

※「支援制度検索サイト」とは、「空き家対策支援制度情報検索サイト」のことである。

表2 事業実施スケジュール表

取組内容	具体的な内容(小項目)	令和元年度							
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
①専門部会運営	企画・普及部会等開催			●部会			○	●	部会 (合同部会)
	所有者特定・財産管理制度部会等開催				●部会	分科会	○	○●	
	空き家バンク部会開催			部会●			○	●	
②取組事例調査	財産管理制度活用事例の収集・整理						—————		
	空き家対策支援制度情報の収集・整理							—	
③情報提供	協議会ホームページ等の運営								

(2) 事業の取組詳細

①空き家対策の具体的課題に関する検討・協議のための専門部会の運営【専門部会運営】

空き家対策の具体的課題に対して検討・協議を行うため、企画・普及部会、所有者特定・財産管理制度部会、空き家バンク部会の3つの専門部会を設置し、運営した。

また、企画・普及部会においては、住宅政策に関する分科会及び特定空家等への措置等公権力の行使に関する分科会を、所有者特定・財産管理制度部会においては、所有者特定分科会及び財産管理制度分科会を、空き家バンク部会においては、空き家バンク分科会をそれぞれ設置し、検討すべき課題を絞り、少人数で密に検討を行った。

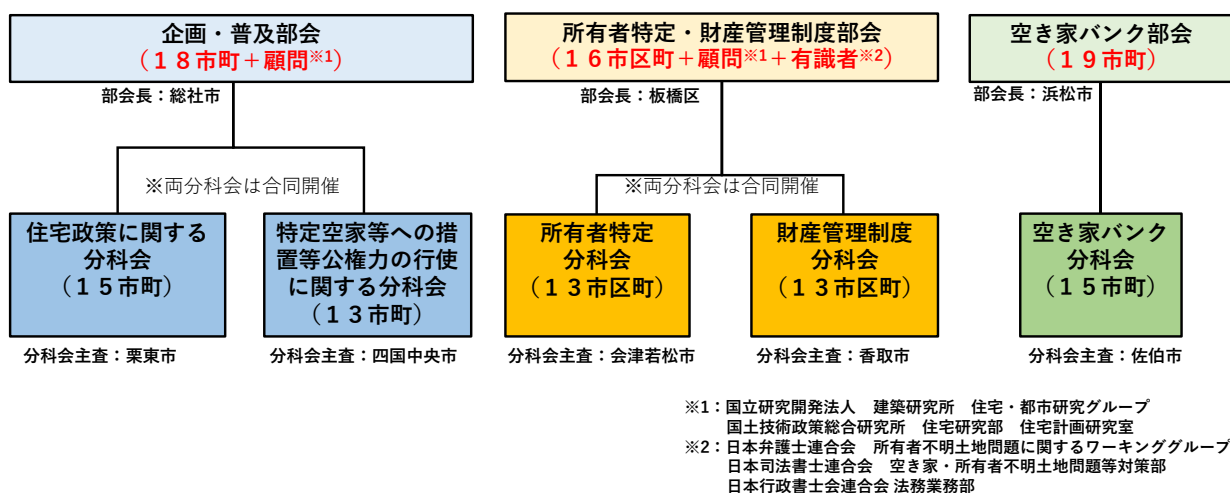


図1 専門部会の構成について

●企画・普及部会等開催

第1回企画・普及部会

令和元年10月31日に当部会を開催し、検討すべき課題、分科会設置等を検討した。結果、2つの分科会を設置することが決定した。

住宅政策に関する分科会

令和2年1月27日に当分科会を開催し、ワールド・カフェ方式によるワークショップを通じて、家屋の総量規制と住宅ストックの価値意識の転換、公共の福祉と財産権の問題、市街化調整区域内の集落のあり方、ランドバンクによる都市再生、組織横断的なアプローチなど、制度改正等に関する複数の論点について、現状の課題や対応の方向性について検討・討議を行った。

特定空家等への措置等公権力の行使に関する分科会

令和2年1月27日に当分科会を開催し、立入調査権、行政代執行の費用の徴収、即時強制、固定資産税の住宅用地特例の運用、空家法第10条の解釈、長屋・集合住宅等の取扱い等、空き家対策における公権力の行使のあり方について検討を行った。

第2回企画・普及部会

分科会での討議結果を踏まえて、第2回部会開催に先立ち、部会長から空家法改正に向けた要望について部会員からの意見収集を行った。

また、令和2年2月18日に当部会を開催し、2つの分科会で検討された内容、成果や、部会員から提出された空家法改正に向けた要望等を踏まえて、本年度成果として、空家法施行5年目に向けた課題・対応として必要な事項を整理した報告書案について検討を行った。結果、本年度の本部会の成果として取りまとめることについて決定した。また、部会員からの空家法改正に向けた要望や本部会の検討成果等を踏まえて、全国空き家対策推進協議会としての要望案を、本部会が中心となって取りまとめていくことについて決定した。

●所有者特定・財産管理制度部会等開催

第1回所有者特定・財産管理制度部会

令和元年11月1日に第1回当部会を開催し、検討すべき課題、分科会設置等を検討した。結果、2つの分科会を設置することが決定した。また、今年度は全国空き家対策推進協議会の会員向けアンケート調査を実施し、所有者特定に関しては、所有者特定に使用している情報や、空家法第14条第10項の「過失なく措置を命ぜられるべきものを確知することができない場合」と判断するために最低限確認が必要な情報等について、財産管理制度に関しては、財産管理制度の利用促進に向けた問題点・課題及びより使いやすい仕組みとするための政策提言や要望について、幅広く実態やニーズの把握を行うこととした。さらに、所有者多数の場合の効率的・効果的な事務の進め方や、借地上の空家等への対応についても課題や工夫等の検討を進めるため、アンケート調査を通じて実態把握を行うこととなった。

第1回所有者特定分科会

第1回所有者特定・財産管理制度部会後、令和元年12月12日から12月26日にかけて、全国空き家対策推進協議会の会員向けにアンケート調査を実施した。

令和2年1月30日に第1回当分科会を開催し、会員向けアンケート調査結果等をもとに、所有者特定に使用している情報や、空家法第14条第10項の「過失なく措置を命ぜられるべきものを確知することができない場合」と判断するために最低限確認が必要な情報、所有者が多数の場合の効率的・効果的な事務の進め方について、検討を行った。

結果、空家法第14条第10項の「過失なく措置を命ぜられるべきものを確知することができない場合」と判断するために最低限確認が必要な情報については、分科会参加自治体の考え方や取組実態を踏まえ、第2回分科会でさらに検討を進め、簡易なチェックリストを作成することとなった。所有者が多数の場合の効率的・効果的な事務の進め方についても第2回分科会で引き続き検討を進めることとなった。

第2回所有者特定分科会

令和2年2月7日に第2回当分科会を開催し、引き続き、空家法第14条第10項の「過失なく措置を命ぜられるべきものを確知することができない場合」と判断するために最低限確認が

必要な情報、所有者が多数の場合の効率的・効果的な事務の進め方について、検討を行った。結果、前者については、固定資産税情報、不動産登記情報、住民票情報、戸籍情報の4点が、最低限確認が必要な情報であり、これら以外項目の調査が必要かどうかは、各自治体の判断に委ねることが望ましいことを確認した。また、後者については、「管理責任者指定規定の創設」（平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項（管理番号273））の提案を支持するとともに、空家法第3条（空家等の所有者等の責務）において、空家等の所有者又は管理者の管理責任を明確化することが必要であることを確認した。

また、空家法改正に向けた要望事項として、昨年度の検討成果も踏まえ、第10条第1項に規定する「固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報」に課税情報・徴収情報・住民税情報を含む旨を明記すること、併せて、地方税法上の罰則規定の適用除外を明記することを提案することが確認された。加えて、空家法第3項「この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる」のその他に郵便局や電気等のインフラ事業者を明記することも提案することが確認された。

第1回財産管理制度分科会

第1回所有者特定・財産管理制度部会後、令和元年12月12日から12月26日にかけて、全国空き家対策推進協議会の会員向けにアンケート調査を実施した。

令和2年1月30日に第1回当分科会を開催し、会員向けアンケート調査結果等をもとに、財産管理制度の活用促進に向けた課題を把握するとともに、同制度の活用促進に向けた政策提言等について検討した。また、借地上の空家等への対応として、アンケート調査結果等をもとに、空家法に基づく措置の問題点・課題について検討した。結果、財産管理制度の活用促進に向けては次のようなアイデアが提案された。

- ・ 予納金の納付猶予の仕組みの創設
- ・ 特定の資産を対象とした財産管理制度の「スポット運用」
- ・ 財産管理人の在任期間を限定し、財産管理人の報酬・清算費用を低廉化する「スポット運用」
- ・ 財産管理制度の二段階活用スキーム（被相続人の財産調査分に相当する比較的少額の予納金を納めて財産管理人を申立て、財産管理人による調査結果により、回収見込みが立つと判断すれば、追加の予納金を納付し、財産管理人による財産処分を実施することができる仕組み。財産管理人による調査結果により、回収見込みが立たないと判断すれば、財産管理制度の活用は財産調査のみで終了）

第2回分科会では、さらにこれらの点について深掘りして検討を進めることとなった。また、借地上の空家等の対応については、土地所有者にも土地を適正に管理するという観点から、管理責任（相応の費用負担）を課すことが適当であり、また、建物所有者に対する何らかのペナルティを与えることが必要との問題認識が確認された。

第2回財産管理制度分科会

令和2年2月7日に第2回当分科会を開催し、引き続き、財産管理制度の活用促進や、借地上の空家等の対応に係る政策提言について検討した。また、検討に先立ち、財産管理制度活用

事例の整理・分析結果について共有した。

結果、財産管理制度の活用促進については、法務省における民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する最新動向を踏まえた検討が必要である点が確認された。

借地上の空家等の対応については、具体的な政策提言までは検討が及ばなかったものの、次年度以降も引き続き、問題提起を続け、政策提言へとつなげていく必要があるとの認識が確認された。

第2回所有者特定・財産管理制度部会

令和2年2月18日に第2回当部会を開催し、2つの分科会で検討された内容、成果を報告するとともに、本年度成果として、部会・分科会での討議資料や財産管理制度の活用事例について、会員を対象に公表することの了承を得た。また、財産管理制度の活用促進にあたり、「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見募集手続き（意見・情報受付締切日：2020年3月10日）に、土地だけでなく、建物も重視すべきとの意見を表明することが確認された。

なお、提案された次年度の検討テーマは、以下の通りである。

- ・空家法第14条第10項の「過失なく措置を命ぜられるべきものを確認することができない場合」と判断するために最低限確認が必要な情報の活用方法についての議論の深掘り
- ・みなし解散や法人登記が閉鎖された法人所有物件への対応方法
- ・空き家所有者が外国に居住している外国人や日本人である所有権登記名義人が国外へ転出しており、住所等が不明な事例への対応方法の検討
- ・司法書士への業務委託や他市区町村との連携による所有者調査事例の収集
- ・借地上の空家等への対応についての議論の深掘り

●空き家バンク部会等開催

第1回空き家バンク部会

令和元年10月25日に当部会を開催し、空き家バンクへの登録促進策、利用促進策、成約促進策、運営方法について、事例収集及び深掘りし、事例集を作成して情報提供を行う方針が検討された。今後、これら方法等について検討する予定である。その中でも、特に、空き家バンクへの物件登録の促進については、過年度より継続して課題意識が高く、これについては詳細に調査することとした。また、今年度はアンケート調査を実施し、空き家バンクの実態把握と、特徴的な取組の把握を行うこととした。本部会では、アンケート調査の設問について議論を行った。

第1回空き家バンク分科会

第1回空き家バンク部会後、令和元年12月12日から12月26日にかけて、全国空き家対策推進協議会の会員向けにアンケート調査を実施した。その後、アンケート調査の結果を踏まえて、空き家バンクに関する特徴的な取組を抽出した。

令和2年1月24日に空き家バンク分科会を開催し、アンケート調査の結果の報告と、取組事例集に掲載する取組の候補について議論を行った。アンケート調査結果のうち、空き家バンクの実施状況については、空き家バンクの運営主体は行政以外の団体との連携実施が増えてきていることや、登録、成約の実績が、売買物件と賃貸物件で異なることについて、地域差があることが推察されることが議論された。また、空き家バンクの登録促進策については、納税通

知書への案内資料の送付に効果があることが確認された。

事例集に掲載する取組の候補については、登録促進策をはじめとして30事例程度、アンケート調査の回答をもとに、事例候補を抽出し、それらについて深堀したいこと、特徴的だと思われる事例の視点等について議論を行った。また、部会員4市より、自市の取組について事例として紹介し、質疑を行った。特に、空き家バンク運用時等、特定空家等以外の空き家に関する個人情報の利用の制限に関する議論や、不動産事業者団体との協定締結と、効率的な空き家バンクの運営の方法、不動産事業者との連携における課題について中心的に議論を行った。

第2回空き家バンク部会

第1回空き家バンク分科会の意見を踏まえて、事例集の掲載対象の市町村に対してメールにて取組内容の照会を実施、事例集案として整理した。

令和2年2月18日に第2回空き家バンク部会を開催し、事例の深堀をした事例集案を報告し、次年度以降の検討課題について議論した。事例集は全国空き家対策推進協議会のホームページにおいて掲載する予定である。

次年度以降の視点として、空き家バンクの登録促進は引き続き課題となるが、空き家バンクの特徴的な取組の中にも、移住政策や起業等産業政策、福祉政策との連動も見られたことを踏まえると、空き家の利活用という視点まで部会の論点を広げることも想定されることが議論された。

1. 空き家バンクへの登録促進策の特徴的な取組

⑥ 帰省時期にあわせた無料相談会の開催（大分県佐伯市）

- 【取組の概要】
- 平成30年度よりお盆の帰省時期に合わせて2日間空き家の無料相談会を開催している。空き家バンク、除却、税金（市役所）、相続等（司法書士、行政書士）、売買・賃貸（宅地建物流通センター）、改修（建築士会）、管理（管理事業者）が相談に対応している。
- 【取組内容・効果】
- 相談の対応は佐伯市空家等対策協議会の委員等に無報酬でお願いしている。
 - 広報については、5月の納税通知書に同封している空き家啓発チラシと8月1日号の市報、地元コミュニティFM等で行っている。
 - 平成30年は21組の方が相談に来場し、うち売買や賃貸に関する相談は6件であった。また1件の空き家バンク登録につながった。
 - 市役所1階の展示ロビーで開催することで、別の用事で来庁した方の目にもとまり、空き家に対する啓発につながっている。
 - 今後、相談者数の確保のための周知や、開催方法の工夫が必要である。
- 【事業費の概算】
- なし

空き家バンク基礎情報		相談会パンフレット	相談会の様子	
運営主体	第三セクター・NPO法人、不動産事業者団体、全国版空き家バンク、全国移住ナビ、JOIN、ビギンズ、田舎の暮らし方ブログと行政の連携実施			
物件の管理主体	情報の登録・更新・内見⇒行政 鍵の管理・内見⇒不動産・宅建事業者			
実績	登録件数(売買)			109件
	登録件数(賃貸)			25件
実績	成約件数(売買)			57件
	成約件数(賃貸)	17件		
物件の登録要件	物件の状態、用途、所有者、建て方、宅建業者との媒介契約締結の有無			

図2 空き家バンクにおける特徴的な取組み事例集（例）



②全国の空き家対策の取組事例等の情報収集・整理【取組事例調査】

●財産管理制度活用事例の収集・整理

財産管理制度活用事例について、活用されたことが想定できる市区町村を対象に、平成30年10月2日以降令和元年10月1日までの間に活用された事例情報の提供を依頼した。

回答件数等は以下のとおりである。申立人・財産管理人の内訳、土地・建物の概要、相続人等の利害関係人、市区町村の債権の有無と申立理由、予納金、手続き状況等に係る情報を収集できた。

回答件数：43市区町村・54事例（相続財産管理人の選任申立事例：49事例、不在者財産管理人の選任申立事例：5事例）

相続財産管理人の選任申立事例																							
<p>■事例の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>担当部署</td> <td>建設部都市計画・建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>相続放棄人</td> <td>なし（相続権者がいない）</td> </tr> <tr> <td>市区町村の債権の有無</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>申立理由</td> <td>固定資産税納入文書の送付先がなく告知することができず税の賦課を決定できない。</td> </tr> <tr> <td>申立書の作成主体</td> <td>職員（自前）</td> </tr> <tr> <td>予納金の額（万円）</td> <td>60.0</td> </tr> <tr> <td>予納金の工面方法</td> <td>予算措置</td> </tr> <tr> <td>裁判所への申立日</td> <td>平成31年3月18日</td> </tr> <tr> <td>裁判所が選任した財産管理人</td> <td>平成31年4月17日（公告日） 弁護士</td> </tr> <tr> <td>現在の進捗状況</td> <td>・令和元年7月22日に裁判所からの予納金全額の還付済み</td> </tr> <tr> <td>制度活用上苦勞した点・工夫点</td> <td>・利活用希望者と覚書を締結し売買契約成立までの間、預託金を市に預け入れることとした ・弁護士会と連携協定を締結し、裁判所からの推薦依頼があった場合は、市の取組に理解のある方を推薦されるようにした。</td> </tr> </table>		担当部署	建設部都市計画・建築住宅課	相続放棄人	なし（相続権者がいない）	市区町村の債権の有無	なし	申立理由	固定資産税納入文書の送付先がなく告知することができず税の賦課を決定できない。	申立書の作成主体	職員（自前）	予納金の額（万円）	60.0	予納金の工面方法	予算措置	裁判所への申立日	平成31年3月18日	裁判所が選任した財産管理人	平成31年4月17日（公告日） 弁護士	現在の進捗状況	・令和元年7月22日に裁判所からの予納金全額の還付済み	制度活用上苦勞した点・工夫点	・利活用希望者と覚書を締結し売買契約成立までの間、預託金を市に預け入れることとした ・弁護士会と連携協定を締結し、裁判所からの推薦依頼があった場合は、市の取組に理解のある方を推薦されるようにした。
担当部署	建設部都市計画・建築住宅課																						
相続放棄人	なし（相続権者がいない）																						
市区町村の債権の有無	なし																						
申立理由	固定資産税納入文書の送付先がなく告知することができず税の賦課を決定できない。																						
申立書の作成主体	職員（自前）																						
予納金の額（万円）	60.0																						
予納金の工面方法	予算措置																						
裁判所への申立日	平成31年3月18日																						
裁判所が選任した財産管理人	平成31年4月17日（公告日） 弁護士																						
現在の進捗状況	・令和元年7月22日に裁判所からの予納金全額の還付済み																						
制度活用上苦勞した点・工夫点	・利活用希望者と覚書を締結し売買契約成立までの間、預託金を市に預け入れることとした ・弁護士会と連携協定を締結し、裁判所からの推薦依頼があった場合は、市の取組に理解のある方を推薦されるようにした。																						
<p>■写真</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">  <p>申立前</p>  <p>新たな所有者による管理</p> </div>																							

47

図3 財産管理制度活用事例情報(例)

次に、これらいただいた情報に対して整理・分析を行った。分析結果は下図のとおりである。

所有者特定・財産管理制度部会 1. 相続財産管理制度の活用事例

(1) 相続財産管理人の選任申立事例(49件)の概要

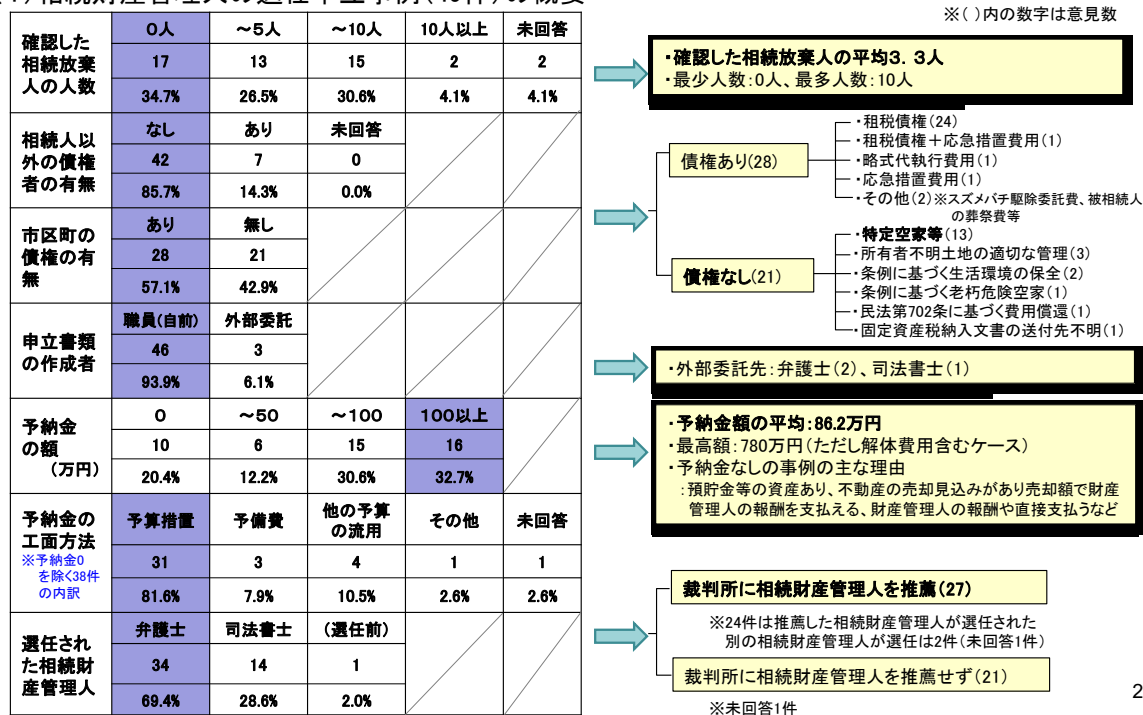


図4 財産管財産管理人の選任申立事例の概要

●空き家対策支援制度情報の収集・整理

空き家対策に係る支援制度について、全国空き家対策推進協議会会員の全ての都道府県・市区町村を対象に、今年度に立ち上げられた支援制度等の情報の提供を依頼した。

結果、情報更新の依頼も併せて約800件の情報をいただき、これら情報を整理し、空き家対策支援制度情報検索サイトに登録・掲載した。このサイトは、下図のとおり、地方・都道府県、並びに、支援対象区分(空き家の除却・利活用・取得、その他)等により検索し、各地方公共団体が取り組まれている空き家対策支援制度情報(支援制度名称、支援対象区分、支援制度内容、予算、支援事業開始年度、所管部署情報)の閲覧が可能である。

「地方公共団体による空き家対策支援制度」検索サイト
 全国の空き家対策の実施策や事例が検索できます。

地方公共団体を選ぶ

すべての地方公共団体を選択する

九州
 福岡 宮崎
 鹿児島 大分
 熊本 佐賀
 鹿児島
 このエリアを選択

中国
 広島 岡山
 香取 鳥取
 山口
 このエリアを選択

近畿
 大阪 兵庫
 京都 奈良
 奈良 和歌山
 このエリアを選択

甲信越・北陸
 石川 新潟
 富山 山梨
 福井 山梨
 このエリアを選択

東北
 青森 岩手
 秋田 宮城
 山形 福島
 このエリアを選択

関東
 茨城 群馬
 栃木 群馬
 埼玉 群馬
 群馬 群馬
 このエリアを選択

支援対象区分を選ぶ

空き家の除却 空き家の利活用 空き家の取得 空き家バンク関連 その他

制度が終了した支援は除く

人口別で選ぶ

都道府県 500,000人以上 499,999~300,000人 299,999~50,000人 49,999~8,000人

7,999人以下

キーワードを入力する

検索する

登録データCSVダウンロード

当サイトに登録されている空き家対策支援制度に関するデータをCSVファイル形式でダウンロードすることができます。

Copyright © 国土交通省 国土政策局

の支援 更新日：06/19/2018

支援制度内容	概要	空き家の取得者が居住するために空き家を改修する場合、又は所有者が空き家の貸付を行うために行う改修に対し補助するもの。補助率1/2。補助限度額55万円。		
	HP	http://www.town.aibetsu.hokkaido.jp/guide/livingtraffic/lots/vacant3.html		
予算	当初予算(千円)	2,200	うち国費(千円)	
	予算年度	H29	国の活用助成制度名	
支援事業開始年度	2014	所管部署(局部課係)	総務企画課政策企画室	

備考：

図5 空き家対策支援制度情報検索サイトについて

③地方公共団体等への情報提供・共有のプラットフォームの設置・運営【情報提供】

●全国空き家対策推進協議会ホームページ等の運営

全国空き家対策推進協議会ホームページ（以下、「ホームページ」という。）及び空き家対策支援制度情報検索サイト（以下、「検索サイト」という。）を運営・維持管理することにより、関係各省庁からのお知らせを掲載する等、空き家対策に係る最新情報の提供に努めた。

特に全国空き家対策推進協議会会員に対しては、下図の会員メニューでも確認できるように、専門部会情報として配布資料及び議事録の提供等、更に情報提供に努めた。

全国空き家対策推進協議会

全国の地方公共団体等において発生する空き家対策に係る課題の対応方策の協議・検討を行います。

お問い合わせ 会員メニュー

ホーム ニュース一覧 入会のご案内 正会員一覧 協会員情報等

最新ニュース

- 日付:2018年02月09日
全国空き家対策推進協議会第二回所有者特定・財産管理制度部会が開催されました。
2018年2月5日（月）に全国空き家対策推進協議会第二回所有者特定・財産管理制度部会が開催されました。
- 日付:2018年02月09日
全国空き家対策推進協議会第一回空き家バンク部会が開催されました。
2017年12月8日（金）に全国空き家対策推進協議会第一回空き家バンク部会が開催されました。
- 日付:2018年02月09日
全国空き家対策推進協議会第一回所有者特定・財産管理制度部会が開催されました。
2017年11月15日（水）に全国空き家対策推進協議会第一回所有者特定・財産管理制度部会が開催されました。

地方公共団体の入会を
随時受け付けています
(入会は無料)。

» 入会のご案内

正会員は

会員メニュー

本協議会は、全国の市区町村において発生する空き家問題に係る情報の交換・共有、民間事業者や法務、不動産等の専門家等と連携し、対応策の協議・検討、及び実践的な空き家対策について政策提言等を行うことを目的としております。
掲示板では、会員同士が自由に情報交換することが可能となっております。
ぜひご活用ください。

登録情報の変更

掲示板

部会情報

空き家対策関連情報

事務局からのお知らせ
<一覧/詳細>

図6 全国空き家対策推進協議会ホームページ

(3) 成果

- ①財産管理制度活用事例情報、新たな空き家対策支援制度情報（ホームページ等により公表）
- ②専門部会（分科会を含む）の開催議事録・配布資料・検討結果資料

3. 評価と課題

①専門部会運営について、企画・普及部会では、空家法施行後5年を迎える中、部会としての成果のとりまとめのみならず、全国空き家対策推進協議会としての空家法改正に向けた要望をとりまとめた。引き続き、実践的な立場から実効性の高い空き家対策の政策提言に結びつける役割が期待される。

所有者特定・財産管理制度部会では、所有者特定や財産管理制度に関する過年度からの課題に、今年度は所有者多数の場合の対応や、借地上の空家等への対応などの課題も加えて、幅広く深く対応方策を協議・検討することができた。空き家対策は、空家法のみならず民法をはじめとした関連制度の検討も不可欠であり、法務の専門家と連携しつつ、また、法務省等での関連制度の審議経緯も見守りつつ、引き続き、空き家対策を推進するための、それぞれの個別論点を深めていくことが期待される。

空き家バンク部会は、昨年度、1回しか開催されていなかったが、今年度は部会2回、分科会1回の計3回の会議を開催し、協議会会員を対象としたアンケート調査結果をもとに、部会の成果として「空き家バンクにおける特徴的な取組み事例集」を作成することができた。次年度は、空き家バンクのみならず、空き家の利活用までに検討範囲を広げて、引き続き、実践的なノウハウや情報を提供していく役割を担うことが期待される。

課題については、実質的な事業期間がほぼ半年と短く、分科会から最終部会までの検討期間を十分に確保できず、最終成果の質にさらに向上の余地（しわ寄せが生じた面）があったことが挙げられる。特に、採択決定から第1回部会開催までの期間は、③の会員同士の情報交換ツール等を活用しながら年間を通した検討課題やスケジュールを早めに協議するなど、効率的に検討を進める余地が残されているものと考えられる。また、部会員の自発的な発案等に委ねる部分と、部会としての最終成果とをうまく折り合いをつけながら、調整・着地させていくための効率的な協議方法やプロセスプランニングについてもさらに検討が必要と考えられる。

4. 今後の展開

今後、引き続き、各専門部会における空き家対策に係る課題の検討、及びホームページ等により空き家対策に有効な多くの情報の提供を実施していきたい。

■事業主体概要・担当者名			
設立時期	平成20年8月		
代表者名	室木 眞則		
連絡先担当者名	高田 茂		
連絡先	住所	〒162-0825	東京都新宿区神楽坂一丁目15番地神楽坂1丁目ビル6階
	電話	03-5229-7560	
ホームページ	http:// www. sumaimachi-center-rengoukai. or. jp		